『臨床教育学研究』投稿規程

- 1. 本誌への論文等の投稿にあたり、依頼論文等、編集委員会が特別に認めた場合を除き、そのすべての著者は、日本臨床教育学会会員であり、当該年度の会費を納入している者(新入会の場合は理事会の入会承認を得た者)とする。
- 2. 本誌に掲載される論文等は、臨床教育学に関する未発表のものとする。また、他で審査中あるいは 掲載予定となっているものや、他の学会誌、雑誌や書籍等に掲載されたものと著しく重複する内容の 原稿を本誌に投稿してはならない。

ただし、研究会、大会等の学術講演、国際会議等における口頭発表論文等をまとめて投稿したものは差し支えない。

紀要等の定期刊行物に発表されたもので、新たな検討がなされ、別個の論文として書き直されたものについては、編集委員会が新たな論文と認められるかどうかを判断するので、当該の関連発表論文を合わせて提出すること。

- 3. 共同執筆の場合は、本文末にそれぞれの執筆分担箇所を明記すること。明記できない場合は、役割 分担を示すこと。
- 4. 著者は、投稿論文等の内容及び研究手続き全般において、本学会倫理規定を遵守し、人権、倫理、 他者の知的財産権の尊重に十分配慮すること。
- 5. 投稿する論文等の種別と原稿量は、次の通りとする。著者は、種別を明記して投稿すること。ただし、編集委員会の判断によって掲載する種別を変更することがある。また、編集委員会からの依頼論文については、下記の限りではない。
 - ①「論文」:臨床教育学に関わる実証的、実践的、理論的研究、あるいは総説的な視野に基づく問題 提起的な研究を記述したもの。

20,000 字以内を基準とし、資料の提示や論旨の展開上必要な場合には、30,000 字まで認める。別に、英文タイトルおよび英文要約 500 語以内を付す。

②「実践研究論文」「事例研究論文」:実践・事例・調査にかかわる研究のうち、学問的な形式・方法としては構築途上の領域だが、臨床教育学の研究あるいは実践に貢献する内容もしくは問題提起を記述したもの。

20,000 字以内を基準とし、資料の提示や論旨の展開上必要な場合には、30,000 字まで認める。別に、英文タイトルおよび英文要約 500 語以内を付す。

③「研究ノート」:研究動向、事実状況、資料等を紹介し、考察、提言を行うもの。あるいは、比較的限られた領域に関わる萌芽的な問題提起を行うもの。

20,000 字以内。別に、英文タイトルを付す。

④「実践報告」「事例報告」「調査報告」: 現段階では研究的アプローチの対象となりにくいが、臨床教育学の展開・深化に資するものとして今後の検討課題とすべき内容を含んだ実践・事例・調査を報告するもの。ただし、単に資料等の提示にとどまるのではなく、その意義の説明を含むものとする。

20,000 字以内。別に、英文タイトルを付す。

- 6. 投稿された論文等の採否等については、本誌編集規程に基づき編集委員会が決定し、筆頭著者に通知する。条件付き掲載、再判定あるいは掲載不可となった場合は、編集委員会からの査読コメントを送付する。ただし、査読コメントに対する問い合わせには応じない。
- 7. 本誌に掲載された著作物の著作権は日本臨床教育学会に帰属する。著者自身が使用する場合は、この限りではないが、発表された論文等を他の著作に転載する場合は、事前に文書等で編集委員会の許可を得る。
- 8. 投稿の要領は以下の通りとする。
 - ① 文字数計算にあたっては、本文の他、タイトル、注記、表、図版等の該当スペースを含むものとする。
 - ② 投稿論文等には、200~250字の日本語要約および5語以内のキーワードを付す。 加えて、「論文」「実践研究論文」「事例研究論文」の場合には、500語以内の英語要約とキーワー ドの英訳を提出する(掲載可とされた段階で、英文の校閲を受けるものとする)。
 - ③ 審査の公正を期するため、以下のことに留意する。
 - ・原稿には、氏名、所属等を記入しない。
 - ・論文中(注釈を含む)に、「拙稿」「拙著」などを含め、投稿者名が判明するような記述を行わない。
 - ・所定の「投稿申込書」(学会ホームページに掲載)に論文タイトル、論文種別、全文字数(上記① 参照)、氏名、所属、職名、連絡先(住所・電話・メールアドレス)を記入する。
 - ・「投稿申込書」は、そのデジタルデータを原稿の提出〆切日までに編集委員長宛にメールにて提 出する。
 - ④ 原稿にはページ番号を付す。
 - ⑤ 原稿は、印刷した現物をクリップ留めにして4部(原本1部、コピー3部)を郵送等で提出する とともに、原稿のデジタルデータ(word 等ファイル・pdf ファイルの2種)をメールにて送信する。 提出・送信先については編集委員会が別で指示する。いったん提出した原稿の差し替えは、原則 として認めない。また、原稿は返却しない。
 - ⑥ 〆切は、消印等を含めて毎年9月15日とする。
 - ⑦ 校正にあたり、初校は著者が、2 校以後は著者校正に基づいて編集委員会が行う。なお、校正の際の加筆は認めない。
- 9. 執筆の要領は別に定める(「『臨床教育学研究』執筆要領 | 参照)。
- 10. 本規程で定めるところ以外については編集委員会の指示に従うこと。
- 11. 本規程の改定については、編集委員会の過半数をもって議決する。

附則 本規程は 2011 年 9 月 30 日から施行する。

附則 2 本規程は 2011 年 11 月 28 日より施行する。

附則3 本規程は2013年1月28日より施行する。

附則4 本規程は 2013 年6月 11 日より施行する。

附則5 本規程は2015年2月11日より施行する。

附則6 本規程は 2016 年 3 月 31 日より施行する。

附則7 本規程は 2021 年 3 月 31 日より施行する。

附則8 本規程は2023年11月 1日より施行する(改定箇所は下線部)。